平成26年５月　　策定
令和８年３月　第一次改訂
令和８年10月　第二次改訂

学校いじめ防止基本方針



富士市立鷹岡中学校

Ⅰ　いじめ防止等に対する基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められる。いじめられた子どもは心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応が難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。学校は、児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供すること、そして、主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという、自己有用感を育んでいかなければならない。

いじめが発見された場合には、まず、いじめられた生徒、あるいは保護者の思いを受け止め、同じ立場に立って寄り添うことが大切である。そして、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域が協力し、いじめられた子どもへの支援はもちろんのこと、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取り組みを確認し、速やかに対応していくことが求められている。

また、状況に応じては、警察や児童相談所、医療機関、教育委員会などの関係機関等と連携することも必要である。以上の考えにより、本方針を策定する。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第２条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

２　学校いじめ対策組織

⑴生徒指導部会

週に１回生徒指導部会を開き、いじめに関する情報を収集する。いじめに関わる情報があった場合には、主任者会で報告する。

構成員：『生徒指導部会』校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、各学年の生活指導担当、ＳＣ、ＳＳＷ

『主任者会』校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭

⑵いじめ対策委員会（以下、委員会）

いじめが発見された場合、いじめアンケート実施後に委員会を開き情報を組織で共有し、対応策を検討する。

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、ＳＣ、該当学級担任

⑶拡大いじめ対策委員会（以下、拡大委員会）

重篤ないじめが発見された場合、拡大委員会を開き、市教委の指示に従い情報を共有し、対応策を検討する。

構成員：いじめ対策委員会＋ＰＴＡ会長・副会長・ＳＣ・ＳＳＷ、富士警察署サポートセンター、

青少年相談所、学校教育課等

※（1）～（3）の構成員は、いじめの相談窓口・通報窓口も兼ねる。

３　いじめの未然防止のための取組

⑴ 人権教育の推進

・i-check または「静岡県版ＳＥＬ（ｿｰｼｬﾙ･ｴﾓｰｼｮﾅﾙ･ﾗｰﾆﾝｸﾞ）」を実施する。
・グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニングを全校実施し、人間関係の円滑化を図ると共に、自他を大切にする気持ちを育む。
・教師が生徒の人権を尊重し、学校教育の中で丁寧な言葉遣いをし、生徒に範を示す。
・生徒が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けるような、教育活動を計画的に実施する。

⑵ 子どもの自主的活動の場の設定

①　「いじめ撲滅・行動宣言」の実施

・生徒会を主催として、学級活動で「いじめ」について考える話し合い活動を行う。
・「いじめ撲滅」のために自分ができることを「行動宣言」として、カードに記入する。
・「行動宣言」が書かれたカードを校内に掲示し、生徒の意識の高揚を図る。

②　生徒がお互いに支え合い、認め合う環境をつくるために、ピア・サポート運動を実施する

・学年行事、学校行事のあとに「ありがとうカード」を全校実施し、仲間の良さを見つけ、認め合う機会をつくる。
・運動会、文化発表会で縦割り活動を実施し、異学年交流を進める中で、互いの良さを認め合えるような機会をつくる。

⑶ いじめを予防する活動の実施

①　原則

・「いじめは絶対に許されない」「どのような場合でもいじめられている生徒は必ず守る」という教師集団の姿勢を学校生活の様々な場面で強く示す。
・学級活動、道徳の時間を使って、「いじめ」について生徒が考える機会を必ずもつ。
・「できた」「がんばった」と生徒が思える手立てを講じ、成長を認めていくことで、生徒の自己肯定感を高めていく。

②　授業

・授業の中で、小グループ活動を積極的に取り入れることで、生徒の人間関係の円滑化を図っていく。
・協働的な学習を通して「自ら学ぶ子」の育成を目指すことで、仲間との関わりを増やし、教室の中に生徒の居場所を確保していく。
・特別活動の中で、友達のよさを見つけて、認めていく活動を行う。

③　その他

・学校生活の中で、自分の服装や髪型等の生活態度を定期的に自分で振り返り、自ら改善する気持ちを育てることを通して規範意識を高めていく。
・「ケータイ安全教室」を、外部講師を招聘して行い、情報モラルを育成する。また、ゴールデンウィーク、長期休業に際して、携帯型端末等を用いたインターネット利用上の注意事項を全校集会等で説明する。
・発達段階に応じた法教育を行い、「法を守ることによって社会の安全が保たれる」という意識を高める。

⑷ 保護者や地域への啓発

・保護者会や学級懇談会等で、「なやまないで！」（富士市教育委員会発行）、「いじめのサイン発見シート」（文部科学省発行）等の資料を配布する。
・ＰＴＡ総会等でいじめ対策の方針の報告をする。
・学校だより等を通していじめ対策の方針を保護者や地域に周知する。併せて、情報提供の協力を依頼する。
・自校のホームページで、いじめ防止の基本方針を掲載し、保護者や地域への周知を図る。
・学校運営協議会、ふれあい協力員等の地域の方から、地域での生徒の活動の様子について情報を提供していただくように依頼する。

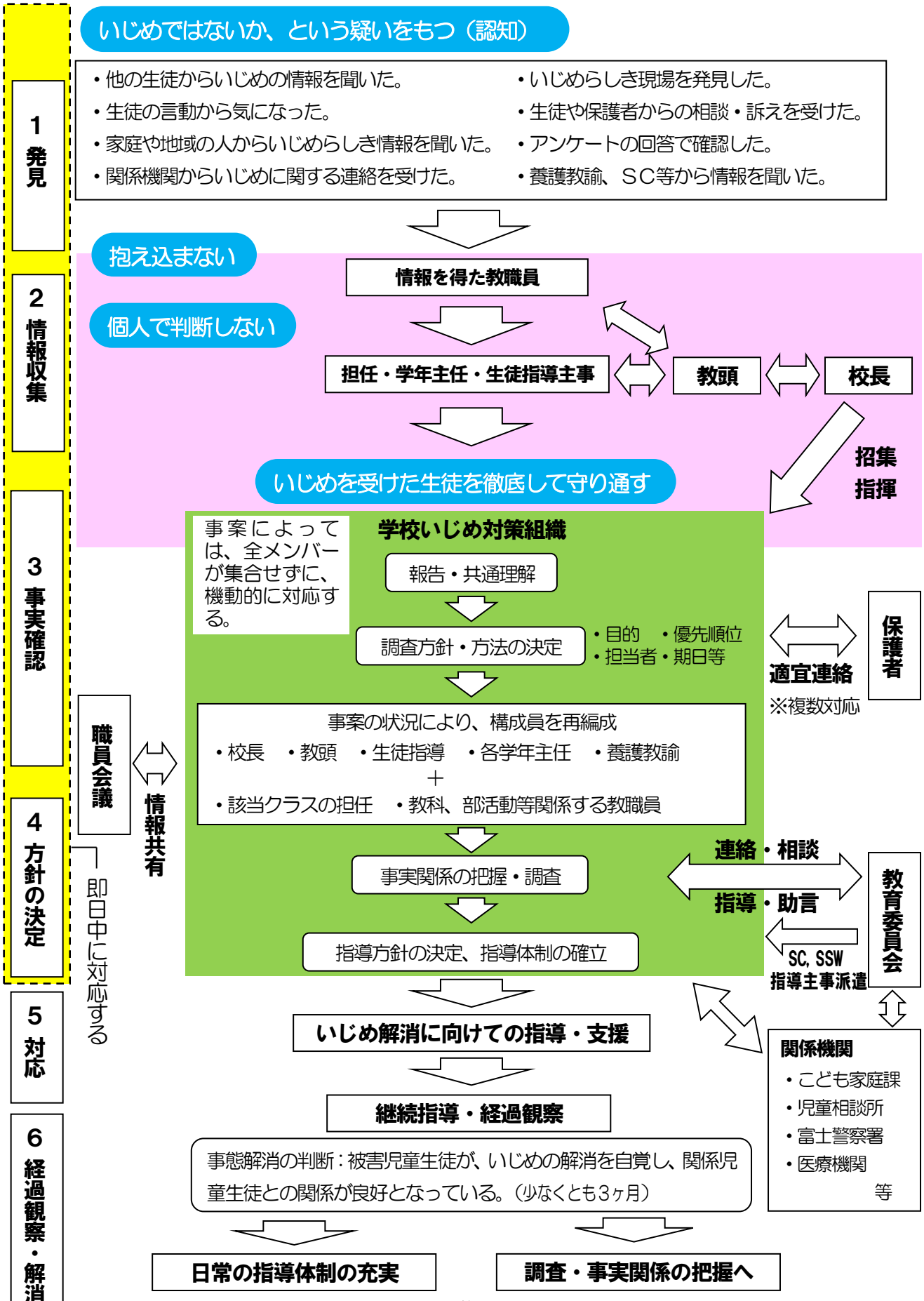
⑸ いじめに関する教職員への理解促進の場や研修の実施

・静岡県教育委員会の「人権教育の手引き」を活用した校内研修を実施する。
・富士市教育委員会作成の「いじめ防止に向けた取り組み」冊子を活用する。
・人権教育担当が、人権教育の研修会に参加し、伝達研修を行う。
・道徳主任が、人権やいじめに関わる資料を職員会議で提示し、全職員で確認する。
・生徒指導主事が、いじめの様態、対応の仕方についての理解を深める研修を行う。
・教育相談の実施方法や生徒の話の聞き方、対応の仕方について研修を行う。
・教師の言動がいじめの原因になり得るという意識をもち、教師自身の言動を律するための研修を行う。

⑹ いじめの早期発見に向けての取組

・学級担任だけではなく、教科担任、学年職員で生徒の様子について情報交換をする。
・日常の生活や３行日記等から生徒の行動観察をする。
・生徒が「困った、助けて」と言える雰囲気と、教職員が「困った、助けて」をしっかりと受け止めることができる組織を築く。
・「子どもが発するサインの例」を参考にして、生徒の変化やいじめの兆候を察知する。
※「子どもが発するサインの例」は別添資料①を参照。
・いじめアンケートを年３回実施し、いじめの早期発見・早期解決に努める。アンケートは原則として無記名とするが、生徒自身の判断で氏名は書いてもよいこととする。家庭に持ち帰って記入し、封筒に入れて学級担任に提出する。
・いじめの情報がなかった場合でも、いじめアンケート実施後には委員会を開き、情報交換を行う。
・毎週木曜日の３時間目に、校長、各学年生活指導担当、養護教諭、生徒指導主事が参加する生徒指導部会を開き、生徒の情報交換を行う。（定期的に、ＳＣ、ＳＳＷも参加する）
・月１回程度の頻度にて、「いじめアンケート」、「ＭＥＮＴＡＬ　ＳＥＬＦ－ＣＨＥＣＫ」、「教育相談アンケート」等を配布し、生徒の心の状態を常に確認し、不安がある生徒を早期に発見し、教育相談を行う。
・前後期で１回ずつ生徒及び保護者に対して学校評価のアンケートを実施し、生徒の学校生活の全体像と保護者のニーズを把握する。
・希望者には、スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施する。
・毎月７日以上、年間30日以上の欠席日数を目安として、該当する生徒の行動をより注意深く観察し、生徒の心に寄り添った指導を行う。
・養護教諭と連携し、保健室への来室が多くなった生徒の情報を共有し、該当生徒のケアに努める。
・「ほっとテレフォン・ふじ」「デジタル相談ふじ」等の相談窓口を生徒や保護者に周知する。

4　いじめの早期解決に向けての取組（対応フロー図）



５　いじめに対する措置

⑴ 対応の原則

・実態把握のために生徒や保護者から話を聴く場合には、事実関係を正確に把握するために必ず複数の教師で対応する。

・収集した情報は記録し、委員会または臨時委員会を通して対応策を検討し、全職員で共有する。なお、重篤な事態の場合には、富士市教育委員会の指示で対応を行う。

⑵ いじめの情報を受けた場合

① いじめの事実を確認する。

・当該生徒からの訴えであれば、当該生徒本人から事実関係を確認、記録する。

・当該生徒の保護者からの訴えである場合には、家庭訪問をし、可能であれば同席の上で事実関係を確認、記録する。

・同級生等からの情報であれば、情報を提供した当事者から事実関係を確認、記録する。

・同級生等の保護者からの情報提供である場合には、情報を提供した当事者及び生徒から事実関係を確認、記録する。

・地域の方からの情報の場合で、個人名が特定できる場合には、情報を提供した当事者から事実関係を確認した上で、関係生徒から話を聞き、実態を把握し、記録する。

・地域の方からの情報の場合で、個人名が特定できない場合には、全学級で学級担任からいじめ防止のための全体指導を行う。同時に、行動観察を強化し、実態の把握に努める。必要に応じて、アンケート等を実施し、情報収集を行う。

② いじめの事実が認められた場合は、当該生徒、関係生徒から実態把握は正確に行う。その際、次の点について留意する。

・生徒の話を聞く時間帯、場所について他の生徒の目につかないようにする。

・被害生徒の立場に立って、必ず話を聴く。

・被害生徒の安全が確保できるように、休み時間、清掃中、部活動中も教師が様子を常に観察する。

③ 委員会を開き、対策を検討する。校長、教頭、教務、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、生徒指導主事、該当担任が参加する。

④ 被害生徒の意向を確認する。原則的には、加害生徒への直接指導を行う方向性をもつ。

⑤ 被害生徒の保護者に学校が把握した事実と本人の意向を伝え、今後の指導方針について保護者の意向を確認しながら了承をとる。

⑥ 加害生徒に毅然とした態度で指導をする。その後、加害生徒の保護者に事実を伝え、家庭での協力を依頼する。

⑦ 学校内での加害、被害生徒並びにその教室内の生徒の様子について経過観察をする。

⑧ 経過観察していることを、定期的に保護者に伝えていく。

⑨ 再発防止のために全体指導を行う。加害生徒にも、指導後教師間の役割分担の中で、ケアを行う。

（3）重大事態への対処

①重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を指す。

ア　いじめにより生徒の命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

・生徒が自殺を企図した場合　　・精神性の疾患を発症した場合

・身体に重大な障害を負った場合　・金銭を奪い取られた場合　　等

イ　欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が一定期間連続して欠席しているとき

ウ　生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

②調査

重大事態が発生した場合には教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行う。

調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査をする。

調査結果は、市教委が市長へ報告すると共に、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供する。

③各対応

ａ　生徒対応（担当：生徒指導主事）

・重大事態の状況によっては警察等の関係機関や報道機関が学校に入り、生徒に憶測や動揺が広がる可能性がある。教育活動を正常に行い、生徒が落ち着いて生活できるように、臨時生徒集会等を開催して、市教委の指示に基づいて事実と対策について生徒に説明する。

・生徒の心の状態を確認するためのアンケートを作成し実施する。また、集約した情報を職員間で共有し、ケアする必要のある生徒との教育相談を行う。

・心に傷を負っている生徒や不安を感じている生徒を優先してスクールカウンセラーとの面接を行い、落ち着いて学校生活を送ることができるようにする。

ｂ　保護者対応（担当：教頭）

・重大事態の状況によっては警察等の関係機関や報道機関が学校に入り、保護者に憶測や動揺が広がる可能性がある。臨時保護者会を開き、市教委の指示によって事実関係と今後の対策を保護者に伝え、説明責任を果たす。また、生徒が落ち着いて学校生活を送ることができるように家庭での協力を依頼する。

・臨時保護者会の開催通知を作成、配付する。

・保護者からの問い合わせの窓口として、問い合わせ内容について回答する。

ｃ　報道機関対応（担当：教頭）

・重大事態の状況によっては報道機関関係者が学校周辺にいる可能性がある。生徒が通常通りの学校生活を送ることができるように、取材の自粛を依頼する。また、自殺の場合は自殺の連鎖も考えられるため、より特別な配慮を求める。

・教職員に対して、個人情報保護の観点から正確で一貫した情報提供をするために、問い合わせ窓口の一本化を徹底する。

・報道機関からの問い合わせ窓口として、問い合わせ内容について回答する。

d　警察対応（担当：教頭、生徒指導主事）

・認知したいじめの行為が、触法性がある場合や、生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な支援を得る。

・被害届が出るような事態の場合は、加害生徒と被害生徒の状況について所轄の警察署と綿密に情報交換をする。

e　児童相談所対応（担当：教頭、生徒指導主事）

・認知したいじめの行為に関わる生徒に虐待が疑われる事実があった場合には、保護者への協力依頼や指導、または該当する生徒の保護のために児童相談所に連絡する。

・認知したいじめの行為に関わる生徒に虐待の事実があった場合には、児童相談所に通告する。

f　医療機関対応（担当：教頭、養護教諭、生徒指導主事）

・いじめの被害者の生徒が心身に傷を負っていて専門的な治療が必要な場合には、学級担任を通して本人と保護者の意向を確認して、関係医療機関を勧める。

6　いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくても次の２つの要因が満たされている状態を指す。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

①　いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくても３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

②　被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

7　検証と見直し

・６月、12 月の教育相談実施後に全職員を対象として「取組チェックシート」を活用した確認作業を行い、いじめ防止への取組が適切に学校内で行われたか確認すると共に、職員間のいじめ防止対策に対する認識を高める。

・チェックシートの集計は、長期休業中に行う。成果と課題については、委員会を開いて情報を共有し、改善点を検討する。長期休業明けの職員会議で改善策を共有し、事後の取り組みに反映させる。

※「取組チェックシート」は別添資料②を参照。

・年度末学校評価で、「いじめ防止基本方針」について成果と課題を検証し、次年度への改善策を考案する。

８　いじめ防止等のための年間計画

実施時期	活動内容	対象者		
		児童生徒	教職員	保護者等
４月	いじめ対策委員会①・校内研修①（学校いじめ防止基本方針概要説明）		○	
	始業式・入学式（学校いじめ防止基本方針説明）	○	○	○
	道徳授業実践研修（いじめについて）	○	○	
５月	ＭＥＮＴＡＬ　ＳＥＬＦ－ＣＨＥＣＫ実施	○		○
	学校運営協議会①（学校いじめ防止基本方針説明）		○	○
６月	教育相談アンケート実施	○		
	校内研修②（いじめに関する理解）		○	
７・８月	いじめアンケート実施	○		○
	いじめ対策委員会②（いじめアンケート内容確認）		○	
	保護者面談	○	○	○
	静岡県版ＳＥＬ①	○	○	
９月	ＭＥＮＴＡＬ　ＳＥＬＦ－ＣＨＥＣＫ実施	○		○
	道徳授業実践研修（ＳＮＳトラブルについて）	○	○	
	静岡県版ＳＥＬ②③	○	○	
10 月	民生児童委員との懇談会		○	○
	保護者面談	○	○	○
	静岡県版ＳＥＬ④	○	○	
11 月	いじめアンケート実施	○		○
	いじめ対策委員会③（いじめアンケート内容確認）		○	
	校内研修③（いじめに関する理解）		○	
12 月	教育相談アンケート実施	○		
	道徳授業実践研修（人権について）	○	○	
１月	ＭＥＮＴＡＬ　ＳＥＬＦ－ＣＨＥＣＫ実施	○		○
	学校運営協議会②（学校評価アンケートを基にした取組の内容確認）		○	○
２月	いじめアンケート実施	○		○
	いじめ対策委員会④（いじめアンケート内容確認）		○	
３月	いじめ対策委員会⑤（いじめ防止基本方針の見直し）		○	

９　相談窓口

□富士市青少年相談センター『ほっとデジタル相談・ふじ』

・受付時間：24 時間受付可能

・対 象 者：小学生、中学生

・連 絡 先：ロイロノート内、Ｌ-Ｇａｔｅより受付

□若者こころの相談窓口

・対応時間：24 時間対応可能

・対 象 者：静岡県内在住の 39 歳以下の若者

・連 絡 先：0800-200-2326

□24 時間子供ＳＯＳダイヤル

・対応時間：24 時間対応可能

・対 象 者：小学生、中学生、高校生

・連 絡 先：0120-0-78310

□富士市教育委員会学校教育課

・対応時間：月曜日～金曜日（８：30～17：15）

・対 象 者：富士市内小学生、中学生

・連 絡 先：0545-55-2869

□静岡県警少年サポートセンター

・対応時間：月曜日～金曜日（８：30～17：15）

・対 象 者：小学生、中学生

・連 絡 先：080-1605-0774

別添資料①「子どもが発するサインの例」

子どもが発するサインの例

□欠席が長引いたり、断続的に繰り返されたりして、欠席日数が増える。

□遅刻、早退が増える。

□身体の不調を訴え、保健室に行くことが多くなる。

□授業開始後、一人遅れて教室に入ってくる。

□いつも教師の近くにいるようになる。反対に、教師を避けるようになる。

□教師と視線を合わせなくなる。

□用もないのに、職員室や保健室の近くにいることが多い。

□休み時間に一人でいることが多くなる。

□仲良くしていた友達が急に変わる。

□生徒同士でグループを作る際に、仲間に入れず、一人になることが多い。

□成績が急に下がる。

□宿題や提出物を出さなくなる。

□学校に不要な物を持ってくる。

□イライラして怒りやすくなる。投げやりな言動をする。備品を壊す。

□授業中の態度が、以前より、反抗的又は消極的になっている。

□部活動を休みがちになったり、やめてしまったりする。

□服装に校則違反が目立つ。

□身だしなみに気を配らなくなり、だらしなく、ぼんやりとした印象を受ける。

□ぶつぶつと独り言を言ったり、一人でニヤニヤ笑っていたりすることがある。

□ＳＮＳを介したメール等による、いじめなどの情報が入る。

□リストカットなど、自分自身の身体を傷つけていることが疑われる。

（参照「東京都教育相談センター」「いじめ問題に関する取組（富士市版）」）

別添資料②「取組チェックシート」

いじめ問題への取組チェックシート（鷹岡中学校版）

観点	項目	いじめ問題への取組チェック
予防	□	生徒に集会や教科や道徳等でいじめ問題に触れ、意識を高める機会をもった。
	□	生徒の小さな成長を認め、生徒の自己肯定感を高める努力をした。
	□	研修部の提案に基づいて、小グループでの共同的学習に取り組んだ。
	□	仲間の良さを認め合う「ありがとうカード」を実践した。
	□	生徒への生活指導等を通して、生徒に自己反省を促し、生徒の規範意識を高める努力をした。
	□	長期休業前に情報モラルについて、生徒指導からの資料に基づいた指導を行った。
	□	保護者会や学級懇談会等で、「なやまないで！」（富士市教育委員会発行）、「いじめのサイン発見シート」（文部科学省発行）等の資料を配布し、いじめ対策について保護者に話した。
	□	日常の生活や３行日記等から生徒の行動観察をした。
	□	ＭＥＮＴＡＬ　ＳＥＬＦ－ＣＨＥＣＫを実施し、生徒の心の状態の把握し、必要な生徒と教育相談をした。
	□	欠席や遅刻日数、保健室への来室が増えた生徒に気を配り、心配な生徒に声を掛け、必要に応じて教育相談を行った。
	□	教師の言動がいじめの原因になる可能性があるという意識をもち、生徒に範を示すことができる言動をとった。
	□	管理責任のある場所の整理・整頓に努め、生徒の私物の破損等の変化に気付きやすい環境をつくった。
体制	□	教育相談アンケート、いじめアンケートを個人情報が保護できるように留意して行った。
	□	教育相談を全員実施し、生徒の現状把握を行った。
	□	生徒指導上の問題があった時、学年部で情報を共有し、組織として問題の解消にあたった。
	□	生徒指導上の問題を解消した後、事後の生徒の言動の観察を、学年部で組織的に行った。
	□	道徳部から提案された、いじめを題材とした授業を行った。
	□	特活部から提案された、グループエンカウンターやソーシャルスキルの授業を行った。
対応	□	生徒への先入観に支配されず、生徒の立場と話を共感的に受容し、被害生徒を守る立場で指導を行うことができた。
	□	生徒指導上の問題が発生した時、組織的に対応し、問題を解決することができた。
	□	学校生活上の諸問題に対し、「悪いことは悪い」という毅然とした粘り強い指導をした。
相談・連携	□	生徒指導上の問題が発生した時に、学年主任や学年の生活指導担当に報告と相談をした。
	□	気になる生徒の表れについては保護者へ連絡し、学校と家庭が協力して生徒を見守る体制づくりを心掛けた。